

高萩・北茨城広域事務組合補助金等交付規則

令和元年10月1日

規則第15号

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるものほか、補助金等に係る予算の執行の適正化をはかるため補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（補助金等の交付申請、交付決定等）

第2条 補助金等の交付申請、交付決定等については、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。